

## 特定受給資格者等の国民健康保険料(税)の軽減制度について

雇用保険「特定受給資格者」の国民健康保険料(税)の軽減制度利用により国民健康保険料が抑えられる場合があります。

### 〈制度の内容について〉

#### 1. 国民健康保険料(税)の軽減制度

平成 22 年 4 月 1 日から、倒産・解雇などにより離職した方(雇用保険の特定受給資格者)及び雇止めなどにより離職された方(雇用保険の特定理由離職者)の国民健康保険料(税)を軽減する制度が新たに設けられました。

#### 2. 対象者

離職の翌日から翌年度末までの期間において

①雇用保険の特定受給資格者(離職理由コード：11,12,21,22,31,32)

\*希望退職(離職理由コード：31)も含みます

②雇用保険の特定理由離職者(離職理由コード：23,33,34)

として失業等給付を受ける方です。

\*離職理由コードは、「雇用保険受給資格者証」に記載されます

#### 3. 軽減額と軽減期間について

国民健康保険料(税)は、前年の所得などにより算定されますが、軽減制度においては、特定受給資格者等の国民健康保険料(税)について、離職の翌日からその翌年度末までの間、前年の給与所得を 100 分の 30 とみなして計算されます。

ただし、国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、就職先の会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

\*雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

※軽減を受けるには申請が必要です。国民健康保険料(税)の額、軽減制度に関するお問い合わせ・申請は、お住まいの市区町村の国民健康保険担当窓口へご確認ください。

(注)本制度は、国の制度であり当健保ではお問い合わせいただいてもお答えしかねます。

特定受給資格者の範囲の概要は厚生労働省ホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken05/hanni.html>

## ＜特定受給資格者等該当 任意継続加入者の保険料の取り扱いについて＞

### 1. 保険料前納者（年間払い・半期払い）の取り扱い

特定受給資格者等に該当する方で国民健康保険に加入を希望する方は、所定の申出書を当健保に提出することによって、前納した保険料(申出月の翌月以降の保険料)を精算することができます。なお、前納分保険料の精算は、各月の保険料で再計算し差額を本人口座に返還いたします。(特定受給資格者等に該当しない場合は、就職・死亡以外の事由による前納分保険料の返還はできません。)

#### ① 前納した保険料の精算手続き

- ・「健康保険任意継続被保険者前納取消申出書(添付1)」に「雇用保険受給資格者証」の第1面のコピーを貼付し、当組合任意継続担当宛に送付してください。
- ・申出書を受付した時点で保険料還付額を計算し、任意継続被保険者資格の未経過期間分を申出書の保険料還付方法に記載のとおり「給付金受領機関」口座に後日お振り込みいたします。なお、還付額については、納付済み前納保険料額から任意継続被保険者資格の期間経過分の各月の保険料額(月払い保険料額×期間経過月数)をマイナスした額となります。

#### ② 任意継続被保険者の資格喪失

上記①の申出を行った場合には、申出を行った月の翌月の保険料を納入期限(10日(土、日、祝祭日の場合は翌営業日))迄に納入しない扱いとし、その月の11日に資格を喪失するものとします。

### 2. 保険料の支払方法を毎月払いとしている者の取り扱い

特定受給資格者等の該当有無にかかわらず、納入期限までに保険料が未納の場合は、法第38条第3号の規定に基づき、その月の11日にその資格を喪失することになります。よって、当申出書の提出は不要です。

- \* 資格喪失手続きが完了しましたら、「任意継続資格喪失証明書」を当健保より送付いたしますので、お住まいの市区町村の国民健康保険担当窓口へ提出し、国民健康保険(軽減制度)への加入手続きを行ってください。